仮処分命令申立書

令和●年●月●日

東京地方裁判所●部御中

債権者代理人弁護士 ●

当事者の表示 別紙当事者目録に記載

被保全権利 人格権侵害差止請求権、発信者情報開示請求権

申立の趣旨

１　債務者は、別紙投稿記事目録記載の投稿記事を仮に削除せよ

２　債務者は、債権者に対し、別紙発信者情報目録記載の各情報を仮に開示せよ

との裁判を求める。

申立の理由

1. 被保全権利
	1. 本件投稿

　インターネットのサイト「X」（Twitter、以下「本件サイト」という）では、氏名不詳者により別紙投稿記事目録記載の投稿記事（以下「本件投稿」という）が公開された（甲●）。

* 1. 人格権侵害差止請求権

　本件投稿は、別紙権利侵害の説明記載のとおり、債権者の人格権を違法に侵害する（甲●）。

　債務者は本件サイトを管理・運営しており（甲●）、客観的には債務者が債権者の人格権を侵害していると評価できる。

* 1. 発信者情報開示請求権
		1. 特定電気通信

　本件サイトの投稿は不特定の者により受信されるため、投稿行為は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「法」という）２条１号の「特定電気通信」であり、本件サイトの蔵置されたサーバーコンピュータは法２条２号の「特定電気通信設備」である。

* + 1. 特定電気通信役務提供者

　債務者は本件サイトを管理・運営しており（甲●）、法２条３号、５条１項の「特定電気通信役務提供者」に該当する。

* + 1. 権利侵害の明白性

　本件投稿により、別紙権利侵害の説明記載のとおり、債権者の「権利が侵害されたことが明らか」である（法５条１項１号、甲●）。

* + 1. 正当な理由

　債権者は発信者に対し、損害賠償請求等を予定しており、発信者情報の「開示を受けるべき正当な理由」がある（法５条１項２号）。

* + 1. 補充性

　一般に債務者は、投稿者の氏名（施行規則２条１号）を保有しておらず、特定発信者情報（同条９号、１３号）以外には、電話番号（同条３号）、メールアドレス（同条４号）、投稿日時（同条８号）の情報しか保有していないため、補充性要件を満たす（法５条１項３号ロ、施行規則４条）（甲●）。

* + 1. 発信者情報の保有

　債務者は、投稿の記録として、別紙発信者情報目録記載の各情報を保有している。

* 1. 小括

　したがって、債権者は債務者に対し、被保全権利として人格権侵害差止請求権および、プロバイダ責任制限法5条１項の発信者情報開示請求権を有する。

1. 保全の必要性
	1. 削除されない場合の被害拡大の危険

　本件投稿はインターネットで常に公開されており、時間の経過により、閲覧される機会が増え、人格権侵害の被害が拡大する。

* 1. アドレスの早期開示の必要性

　投稿者を特定するには、債務者が保有する情報では足りず、接続プロバイダに対する発信者情報開示請求が必要となる。

　ところが、接続プロバイダの通信記録の保存期間は、多くは３～６か月程度のため（甲●）、債権者が債務者に対しIPアドレス開示請求の本案訴訟を提起しても、請求認容時には、接続プロバイダの通信記録は削除されている可能性が高い。

* 1. 小括

　したがって、インターネットでの閲覧の機会を減らすため仮に削除を求めておく必要があるとともに、投稿者に対する権利行使ができなくなる事態を防ぐため、発信者情報の開示を仮に求めておく必要がある。

以上

疎明方法

証拠説明書に記載

添付資料

１　甲号証写し 各１通

２　証拠説明書 １通

３　委任状 １通

４　資格証明書 ●通

（別紙）当事者目録

〒●

 債権者 ●

〒●

●法律事務所（送達場所）

電話　● ＦＡＸ ●

 債権者代理人弁護士 ●

アメリカ合衆国８９７０１、ネバダ州、カーソン・シティ、サウス・カーソン・ストリート７０１、ＳＴＥ２００

 債務者 X Corp.

 上記代表者（日本における代表者） 多田　光毅

（送達先）

〒１００－６００４　東京都千代田区霞が関三丁目２番５号　霞が関ビル４階

隼あすか法律事務所

（別紙）発信者情報目録

　下記スクリーンネームのアカウントにログインした際のIPアドレス及びタイムスタンプのうち、下記投稿日時に最も時間的に近接したもの。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | スクリーンネーム | 投稿日時 |
| １ | @ ●１ | ●年●月●日●時●分（JST） |
| ２ | @ ●２ | ●年●月●日●時●分（JST） |

（別紙）投稿記事目録

|  |  |
| --- | --- |
| 番号 | １ |
| 閲覧用URL | https://twitter.com/●/status/● |
| 名前 | ● |
| スクリーンネーム | @●１ |
| 投稿内容 | ● |
| 投稿日時 | ●年●月●日●時●分（JST） |

|  |  |
| --- | --- |
| 番号 | ２ |
| 閲覧用URL | https://twitter.com/●/status/● |
| 名前 | ● |
| スクリーンネーム | @●２ |
| 投稿内容 | ● |
| 投稿日時 | ●年●月●日●時●分（JST） |

（別紙）権利侵害の説明

１　同定可能性

２　名誉権侵害

３　違法性阻却事由

４　結論

　したがって、本件投稿には権利侵害の明白性がある。

以上

仮処分命令申立事件

債権者　●

債務者　X Corp.

上申書

令和●年●月●日

東京地方裁判所●部御中

債権者代理人弁護士　●●

１　無担保上申（事前）

　債務者から発令にあたっては無担保で良いとの上申があった場合には、無担保で発令されたく上申する。その際、あらためて無担保上申を提出する。

以上